

第一百四十三回

参議院経済・産業委員会会議録第六号

平成十一年九月三十日(水曜日)
午前十時開会委員の異動
九月二十九日

辞任

中島 真人君
今泉 昭君

九月三十日

辞任

中曾根弘文君

補欠選任
亀井 郁夫君
前川 忠夫君補欠選任
脇 雅史君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

須藤良太郎君

成瀬 守重君

畠瀬 恵君

山下 芳生君

梶原 敬義君

佐藤 謙君

佐藤 康弘君

大越 耕造君

及川 康弘君

河出 英治君

渡辺 秀央君

小瀬 恵三君

与謝野 鑿君

佐藤 謙君

佐藤 康弘君

大越 耕造君

及川 康弘君

河出 英治君

渡辺 秀央君

小瀬 恵三君

与謝野 鑿君

佐藤 謙君

佐藤 康弘君

大越 耕造君

及川 康弘君

河出 英治君

渡辺 秀央君

小瀬 恵三君

与謝野 鑿君

佐藤 謙君

佐藤 康弘君

大越 耕造君

及川 康弘君

河出 英治君

渡辺 秀央君

小瀬 恵三君

与謝野 鑿君

佐藤 謙君

佐藤 康弘君

大越 耕造君

及川 康弘君

河出 英治君

渡辺 秀央君

小瀬 恵三君

与謝野 鑿君

佐藤 謙君

佐藤 康弘君

大越 耕造君

及川 康弘君

河出 英治君

渡辺 秀央君

小瀬 恵三君

与謝野 鑿君

佐藤 謙君

佐藤 康弘君

大越 耕造君

及川 康弘君

河出 英治君

渡辺 秀央君

小瀬 恵三君

与謝野 鑿君

佐藤 謙君

佐藤 康弘君

大越 耕造君

及川 康弘君

河出 英治君

渡辺 秀央君

小瀬 恵三君

与謝野 鑿君

佐藤 謙君

佐藤 康弘君

大越 耕造君

及川 康弘君

河出 英治君

渡辺 秀央君

小瀬 恵三君

与謝野 鑿君

佐藤 謙君

佐藤 康弘君

大越 耕造君

及川 康弘君

河出 英治君

渡辺 秀央君

小瀬 恵三君

与謝野 鑿君

佐藤 謙君

佐藤 康弘君

大越 耕造君

及川 康弘君

河出 英治君

渡辺 秀央君

小瀬 恵三君

与謝野 鑿君

佐藤 謙君

佐藤 康弘君

大越 耕造君

及川 康弘君

河出 英治君

渡辺 秀央君

小瀬 恵三君

与謝野 鑿君

佐藤 謙君

佐藤 康弘君

大越 耕造君

及川 康弘君

河出 英治君

渡辺 秀央君

小瀬 恵三君

与謝野 鑿君

佐藤 謙君

佐藤 康弘君

大越 耕造君

及川 康弘君

河出 英治君

渡辺 秀央君

小瀬 恵三君

与謝野 鑿君

佐藤 謙君

佐藤 康弘君

大越 耕造君

及川 康弘君

河出 英治君

渡辺 秀央君

小瀬 恵三君

与謝野 鑿君

佐藤 謙君

佐藤 康弘君

大越 耕造君

及川 康弘君

河出 英治君

渡辺 秀央君

小瀬 恵三君

与謝野 鑿君

佐藤 謙君

佐藤 康弘君

大越 耕造君

及川 康弘君

河出 英治君

渡辺 秀央君

小瀬 恵三君

与謝野 鑿君

佐藤 謙君

佐藤 康弘君

大越 耕造君

及川 康弘君

河出 英治君

渡辺 秀央君

小瀬 恵三君

与謝野 鑿君

佐藤 謙君

佐藤 康弘君

大越 耕造君

及川 康弘君

河出 英治君

渡辺 秀央君

小瀬 恵三君

与謝野 鑿君

佐藤 謙君

佐藤 康弘君

大越 耕造君

及川 康弘君

河出 英治君

渡辺 秀央君

小瀬 恵三君

与謝野 鑿君

佐藤 謙君

佐藤 康弘君

大越 耕造君

及川 康弘君

河出 英治君

渡辺 秀央君

小瀬 恵三君

与謝野 鑿君

佐藤 謙君

佐藤 康弘君

大越 耕造君

及川 康弘君

河出 英治君

渡辺 秀央君

小瀬 恵三君

与謝野 鑿君

佐藤 謙君

佐藤 康弘君

大越 耕造君

及川 康弘君

河出 英治君

渡辺 秀央君

小瀬 恵三君

与謝野 鑿君

佐藤 謙君

佐藤 康弘君

大越 耕造君

及川 康弘君

河出 英治君

渡辺 秀央君

小瀬 恵三君

与謝野 鑿君

佐藤 謙君

佐藤 康弘君

大越 耕造君

及川 康弘君

河出 英治君

渡辺 秀央君

小瀬 恵三君

与謝野 鑿君

佐藤 謙君

佐藤 康弘君

大越 耕造君

及川 康弘君

河出 英治君

渡辺 秀央君

小瀬 恵三君

与謝野 鑿君

佐藤 謙君

佐藤 康弘君

大越 耕造君

及川 康弘君

河出 英治君

渡辺 秀央君

小瀬 恵三君

与謝野 鑿君

佐藤 謙君

佐藤 康弘君

大越 耕造君

及川 康弘君

河出 英治君

渡辺 秀央君

小瀬 恵三君

与謝野 鑿君

佐藤 謙君

佐藤 康弘君

大越 耕造君

及川 康弘君

河出 英治君

渡辺 秀央君

小瀬 恵三君

与謝野 鑿君

佐藤 謙君

佐藤 康弘君

大越 耕造君

及川 康弘君

河出 英治君

渡辺 秀央君

小瀬 恵三君

与謝野 鑿君

佐藤 謙君

佐藤 康弘君

大越 耕造君

及川 康弘君

河出 英治君

渡辺 秀央君

小瀬 恵三君

与謝野 鑿君

佐藤 謙君

佐藤 康弘君

大越 耕造君

及川 康弘君

河出 英治君

渡辺 秀央君

小瀬 恵三君

与謝野 鑿君

佐藤 謙君

佐藤 康弘君

大越 耕造君

及川 康弘君

河出 英治君

渡辺 秀央君

小瀬 恵三君

与謝野 鑿君

佐藤 謙君

佐藤 康弘君

大越 耕造君

及川 康弘君

河出 英治君

渡辺 秀央君

小瀬 恵三君

与謝野 鑿君

佐藤 謙君

佐藤 康弘君

大越 耕造君

及川 康弘君

河出 英治君

渡辺 秀央君

小瀬 恵三君

与謝野 鑿君

佐藤 謙君

佐藤 康弘君

大越 耕造君

及川 康弘君

河出 英治君

渡辺 秀央君

小瀬 恵三君

与謝野 鑿君

佐藤 謙君

佐藤 康弘君

大越 耕造君

及川 康弘君

河出 英治君

渡辺 秀央君

小瀬 恵三君

与謝野 鑿君

佐藤 謙君

○委員長 須藤良太郎君) 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案を議題といたしました。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。まず、内閣総理大臣に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○前川忠夫君　おはようございます。民主党・新緑風会の前川でございます。

きようは、大変お忙しい日程を差し繰つていただいて小測總理にも御出席をいただいて、大慶國

際的にも注目をされております対人地雷の禁止に関する法律案の審議に御参加をいただきまして本当にありがとうございました。

限られた時間でございますので、率直に総理にお尋ねをさせていただきたいと思います。一昨年にもなるでしょうか、カナダ政府が提唱をして、カナダのオタワでいわゆるオタワ宣言といったようなものが発せられて、昨年の末に条約の署名が行われた、こういう一連の経過がございました。当時外務大臣でございました總理がカナダでの署

民主党の時代でございましたが、対人地雷の問題について人道性から考へても日本はこの廃止について積極的な役割を果たすべきだ。こういう観点からこの条約の批准についても積極的に求め立場からしますと、この当時の日本政府の決断については高く評価をすると同時に、これまでの経過等々についてぜひきようは現総理大臣として、本日、委員会そしてこの後の本会議で緊急上程をしてきようじゅうにも条約の批准という運びになるわけですが、この際総理の方からこのいわゆる対人地雷の禁止に係る条約やこの法律案の意義等についてお考えがございましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○國務大臣(小淵惠三君) まず、今日、対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案を緊急に御審議をいただきましたこと、委員長また理事、委員各位に御礼を申し上げたいと思います。

この条約の批准につきましては、来年の三月一日に発効することと既に条約の規定によりまして四十カ国の批准を得ておりますので、そのようない連びになるわけでございますが、四十カ国規定の国に我が國は入りませんでいたけれども、この日を逃しますとまた一ヵ月我が國自身がその条約に正式に発効した國として我が國の名をとどめることができません。そういった意味で、まず最初にきょう緊急にお開きをおきましたことを改めてお礼申し上げたいと思います。

さて、今お尋ねなさりますけれども、前川委員お話しのように、一昨年十二月三日にオタワにおきましてこの条約につきまして署名を我が国として行いました。その間、この対人地雷につきましては我が国内におきましても種々御意見がございまして、なかなかこの条約に署名いたすべきか否か議論のあつたところでございますが、何はともあれ、対人地雷といふものが非戦闘員に多大な被害を及ぼす等深刻な問題であり、人道的立場に立ちまして我が國としてもそのような決定をいたすべきという認識をいたしてまいりました。各界の御意見も十分拝聴した上でそのような決断をし、橋本内閣としてもこの条約に署名することを決定いたしたわけでございます。

我が國いたしましては從来より対人地雷の全面禁止に向けた国際条約を支持してきたところであります。が、さらに積極的に取り組むことが我が國の姿勢として極めてふさわしい、こういう考え方で署名を行い、今日御審議を得て国内法も成り立いたしますれば、世界の大半の国とともにこの条約に対しこれを遵守してまいることと相なるわけでございます。

ただ、残念ながら、この条約に対人地雷を大量に保有しておるであろうと思われる国々の現在署名を得ておりませんので、さらになこうした国々に対して我が國としても積極的なニーシアチブとなり対処いたしてまいりたいと思いますし、また条約が発効いたしました上は、今日なお多くの被害

○前川忠夫君 今、総理の方からお答えをいただ
きましたように、我が国が国際的な役割としてこ
の条約を批准することによって高い評価を得るだ
ろうというもちろん期待はございますが、この種
の戦争兵器は、例えば今核不拡散条約もそうで
ありますし、あるいは生物化学兵器等もそうであ
りますが、無差別にしかも戦争を行っている兵
士ではなくて一般人を時として対象にするといふ
ところに私はこの兵器の問題性があるんだろうと
思うんです。

しかし、一説には、地雷というのはどちらかと
いうと防衛的な兵器だという位置づけがされてい
る、そのためなかなか廃止ができない。あるい
は非常に安い価格で調達ができるといいますか、
そういう性格も持っているといふさまざま条件
を考えてみますと、私は、今総理も触れられまし
たように、例えばアメリカですかあるいは中国
とかインドといったような、まだ署名をしていな
い、あるいはまだ当分批准の見通しも立っていない
いという国がたくさんございます。

そういう点で、今確かに第一歩ということで言
えるでしょうかけれども、効果ということで考えて
みますと私は甚だ疑問もあるんじやないか。それ
から、これは率直に申し上げまして、国内、つまり
自衛隊の幹部の一部にも、日本のように海岸線
の長い国においては防衛兵器としての地雷につい
ての評価をする向きもなしとはしないという意見
があるようになりますが、そういう点について
は総理としてはどんな御感想をお持ちでしよう
か。

○國務大臣(小淵恵三君) 我が国の防衛といいま
すか、安全保障に関しまして、自衛隊が保有して
まいりました対人地雷というものが防衛的な意味
があるようになりますが、そういう点について
はその効果を發揮し、抑止力になつておつたこと
も事実かと思います。

純防衛的な問題につきましては、これは私から判断をすることはなかなか難しうござりますけれども、現下、他国からの侵略といいますか攻撃というものを全く看過し得るものではありませんけれども、我々としては、日本の防衛の問題につきまして、まず外交的な手段をもちまして他国との関係を友好に保つことによりまして我が国の安全を確保するという方式もありますし、また現実問題としての防衛の手段として、この対人地雷にかわる兵器の開発というのも引き続いて行うことによって、その持つ効果というものが引き続いで維持できる対策も防衛局としては積極的に取り組んでいくというようなこともあります。

また、この対人地雷の効果というものは、いわば地上戦におきまして相手国のいわゆる侵略がありました場合に、戦車その他の攻撃に対して複合的にその効果を発揮するというような意味もあると承知をいたしておりますが、そういうたった点につきましてもあらゆる手段を講じまして、対人地雷が失われることによって安全保障の問題につきましても瑕疵があつてはいけない、こういった点につきましても十分政府としても検討を重ねてまいりることによりまして、この問題に対処していかたいというふうに考えております。

○前川忠夫君 時間がありませんので、最後に、防衛に係るさまざまの議論は別な場でまだやらなければいかぬと思いますが、総理の先ほどの御発言の中にもありましたように、四十カ国がそれぞれ国内法を整備すればこれは条約として発効するところ、できれば四十カ国の中に日本も名をとどめたいという強い願望があつたんぢやないかと思うんです、なぜおくれたのか、これは実務を担当した方で結構ですが、お聞かせをいただきたい。

聞くところによりますと、アメリカが批准をしない、あるいは署名をしていないということもありまして、米軍との関係がいろいろと取りざたをされているわけですが、国内において自衛隊はも生産もしなければもちろん保持もしない、使用もしない、ところが米軍はその限りではないとい

うことになるわけです。日本の国内における問題の発生はないのかどうか、その点、最後にお聞かせをいただきたいと思います。

○政府委員(阿部信泰君)お答え申し上げます。

この条約につきましては、去年の十二月の署名以来、我が国の安全保障 日米安保条約の円滑な運用ということを確保するために検討を続けてまいりましたが、国内実施法につきましても通産省の協力を得まして作業を進めました。

確かに、御指摘のとおり、日米安保条約の円滑な運用を確保するというところが最も難しいところで、その点の調整のために時間を要しましてこのようなタイミングになりましたことはまことに申しわけなく存じております。

防衛庁も、国内の措置につきましては署名以来、精力的に検討を進めまして御協力いただきましたので、このようないいタイミングになりましたことはまことに申しわけなく存じております。

○海野義孝君 公明の海野でございます。
総理には大変御苦労さまでござります。時間が限られておりますので、早速御質問させていただきます。

まず、総理は八月七日の所信表明演説におきまして、対人地雷禁止条約についてはできるだけ早い効力を向けて我が国としても可能な限り早期の締結に努力すると、このように述べられました。

重要なことは、日本がどれだけ積極的な役割を演じるかということが問題だらう、こう思ふんであります。先ほど前川委員からも御質問ありましたけれども、それに対して総理からもお触れになりましたが、条約にまだ署名されていない国、例えばアメリカ、中国、ロシアそれからインドなどに働きかけて、これらの国は世界の主要な地雷の輸出国でもありますし、条約を実効あるものにするためにこの点が喫緊の課題である、このように思うわけです。

総理の御決意をお伺いしたいのと、それから、先般訪米されまして米大統領との会談がありましたが、これで、この問題についてお話しする絶好の機会があつたんじやないかと思ひますが、こういった問題についてお聞きしたいと思います。

○國務大臣(小淵恵三君)まず、最後の点につきましては、今般の日米首脳会談におきましては、対人地雷問題を取り上げる、申しわけありませんが、時間がございませんで、この点については触ることはできませんでした。

そこで、この条約につきましては、今、海野委員御指摘のよう、主要たる対人地雷保有国がこの条約にいま署名をしておらないという状況でございまして、実はこの点につきましては我が国といいたしましては、種々国際会議あるいはまた例え私が今般の国連総会におきましても、この対人地雷の全面禁止に向けた普遍的な枠組みとなるよう出席をされた国連各加盟国に対しまして強くその締結を求める等の努力をいたしておりますところでございます。

現実問題といたしましては、この問題につきましてアメリアあるいはロシア、中国その他大宗の国におきましては、今輸出につきましては自主的にこれを抑制するという対応をとる段階でございまして、直ちに署名というふうな状況にはなっておりません。このことはアメリカも、クリントン大統領も、この対人地雷の条約について米国国内におきましても強い要請があるようあります。

○海野義孝君 そこで、もう少し日本の姿勢を明確にするという意味で御質問したいと思います。

我が国では防衛庁が推定百万個と言われる備蓄地雷を所有している、保有している、このように聞いているわけであります。ちょうどヨーロッパにおきまして、スペインとかイギリスにおいてこ

ういつた備蓄の地雷について公開、公に廃棄するといったことを行つてきているというように聞いているわけであります。我が国の場合もそういつた対人地雷廃止に向けての日本やはり評価を高め、姿勢を強めていくという意味で、こういう国と同様に公開廃棄する、こういったことをすべきではないかと思ひますけれども、総理の御見解をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(小淵恵三君)我が国といたしましてこの条約に正式に参加することになりますれば、当然今委員御指摘のように我が国自衛隊の保有する対人地雷の廃棄の問題も起つてくるわけですが、それが何よりもお聞かせになりません。

この廃棄に当たりましては、その一部を公開の場で行つておることになりますが、これが何よりもお聞かせになります。

例えはロシアなどにつきましても、実はこの条約に署名するということになりますと、その廃棄

の問題その他がございまして、今そうした大きな問題は対人地雷の問題よりもむしろ核の削減の問題あるいは廃棄の問題等につきまして、あるいは化学兵器もそうあります。こういった問題に关心のかなり多くのところがあるよう見受けられます。

しかし、我々としては、むしろこうした現実にできる対人地雷というような形の中からそうした国々もまず一步を踏み出していただきたいということがありますので、御指摘をいただきたいと、が、これからも我が国がこれに批准をすると、いうよう段階におきましては一層力を尽くして、そうした国々に対してもこの問題に対する積極的なひとつ条約参加の努力をお願いしてまいりたいと、このように考えております。

○海野義孝君 そこで、もう少し日本の姿勢を明確にするという意味で御質問したいと思います。

我が国では防衛庁が推定百万個と言われる備蓄地雷を所有している、保有している、このように聞いているわけであります。ちょうどヨーロッパにおきまして、スペインとかイギリスにおいてこ

ういつた備蓄の地雷について公開、公に廃棄する

といつたことを行つてきているというように聞いているわけであります。我が国の場合もそういつた対人地雷廃止に向けての日本やはり評価を高め、姿勢を強めていくという意味で、こういう

国と同様に公開廃棄する、こういったことをすべきではないかと思ひますけれども、総理の御見解をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(小淵恵三君)我が国といたしましてこの条約に正式に参加することになりますれば、当然今委員御指摘のように我が国自衛隊の保有する対人地雷についての撤去を求めていくことについて総理は難しかと思ひますけれども、我が国としては対人地雷の世界での全面的な禁止といふ方向に向けて、国内にある基地内のそういうた

うでもいかかわらず、その国内にある外國の軍事基地がその禁止された武器を保有しているという

ことについては基本的には矛盾があると思います。ただ、日米安保条約等の問題もありまして大

変この問題は難しかと思ひますけれども、我が国としては対人地雷の世界での全面的な禁止といふ方向に向けて、国内にある基地内のそういうた

うでもいかかわらず、その国内にある外國の軍事基地がその禁止された武器を保有していることについて総理は難しかと思ひますけれども、我が国としては対人地雷の世界での全面的な禁止といふ方向に向けて、国内にある基地内のそういうた

うでもいかかわらず、その国内にある外國の軍事基地がその禁止された武器を保有していることについて総理は難しかと思ひますけれども、我が国としては対人地雷の世界での全面的な禁止といふ方向に向けて、国内にある基地内のそういうた

うでもいかかわらず、その国内にある外國の軍事基地がその禁止された武器を保有していることについて総理は難しかと思ひますけれども、我が国としては対人地雷の世界での全面的な禁止といふ方向に向けて、国内にある基地内のそういうた

からも、こうした廃棄に当たりましては委員御指摘のような公開というような形でこのことを国民に周知することも大変大切なことではないか、今御指摘を受けながらそのように考えた次第でござります。

○海野義孝君 大変総理には前向きの御答弁をいたしました。時間が限られておりますが、もう一点だけ申し上げたいと思います。

先ほど前川委員の御質問、また総理からも若干御答弁がありましたけれども、改めてお伺いしたいのありますけれども、現在在日米軍の保有している対人地雷、これは広島とか沖縄等の三つの基地で相当数の対人地雷が保有されていると、このように聞いています。

○海野義孝君 そこで、もう少し日本の姿勢を明確にするという意味で御質問したいと思います。

我が国では防衛庁が推定百万個と言われる備蓄地雷を所有している、保有している、このように聞いているわけであります。ちょうどヨーロッパにおきまして、スペインとかイギリスにおいてこ

ういつた備蓄の地雷について公開、公に廃棄する

といつたことを行つてきているというように聞いているわけであります。我が国の場合もそういつた対人地雷廃止に向けての日本やはり評価を高め、姿勢を強めていくという意味で、こういう

国と同様に公開廃棄する、こういったことをすべきではないかと思ひますけれども、総理の御見解をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(小淵恵三君)我が国といたしましてこの条約に正式に参加することになりますれば、当然今委員御指摘のように我が国自衛隊の保有する対人地雷についての撤去を求めていくことについて総理は難しかと思ひますけれども、我が国としては対人地雷の世界での全面的な禁止といふ方向に向けて、国内にある基地内のそういうた

うでもいかかわらず、その国内にある外國の軍事基地がその禁止された武器を保有していることについて総理は難しかと思ひますけれども、我が国としては対人地雷の世界での全面的な禁止といふ方向に向けて、国内にある基地内のそういうた

うでもいかかわらず、その国内にある外國の軍事基地がその禁止された武器を保有していることについて総理は難しかと思ひますけれども、我が国としては対人地雷の世界での全面的な禁止といふ方向に向けて、国内にある基地内のそういうた

うでもいかかわらず、その国内にある外國の軍事基地がその禁止された武器を保有していることについて総理は難しかと思ひますけれども、我が国としては対人地雷の世界での全面的な禁止といふ方向に向けて、国内にある基地内のそういうた

うでもいかかわらず、その国内にある外國の軍事基地がその禁止された武器を保有していることについて総理は難しかと思ひますけれども、我が国としては対人地雷の世界での全面的な禁止といふ方向に向けて、国内にある基地内のそういうた

うでもいかかわらず、その国内にある外國の軍事基地がその禁止された武器を保有していることについて総理は難しかと思ひますけれども、我が国としては対人地雷の世界での全面的な禁止といふ方向に向けて、国内にある基地内のそういうた

うでもいかかわらず、その国内にある外國の軍事基地がその禁止された武器を保有していることについて総理は難しかと思ひますけれども、我が国としては対人地雷の世界での全面的な禁止といふ方向に向けて、国内にある基地内のそういうた

うでもいかかわらず、その国内にある外國の軍事基地がその禁止された武器を保有していることについて総理は難しかと思ひますけれども、我が国としては対人地雷の世界での全面的な禁止といふ方向に向けて、国内にある基地内のそういうた

からも、こうした廃棄に当たりましては委員御指摘のよう公開という形でこのことを国民に周知することも大変大切なことではないか、今御指摘を受けながらそのように考えた次第でござります。

○海野義孝君 大変総理には前向きの御答弁をいたしました。時間が限られておりますが、もう一点だけ申し上げたいと思います。

先ほど前川委員の御質問、また総理からも若干御答弁がありましたけれども、改めてお伺いしたいのありますけれども、現在在日米軍の保有している対人地雷、これは広島とか沖縄等の三つの基地で相当数の対人地雷が保有されていると、このように聞いています。

○海野義孝君 そこで、もう少し日本の姿勢を明確にするという意味で御質問したいと思います。

我が国では防衛庁が推定百万個と言われる備蓄地雷を所有している、保有している、このように聞いているわけであります。ちょうどヨーロッパにおきまして、スペインとかイギリスにおいてこ

ういつた備蓄の地雷について公開、公に廃棄する

といつたことを行つてきているというように聞いているわけであります。我が国の場合もそういつた対人地雷廃止に向けての日本やはり評価を高め、姿勢を強めていくという意味で、こういう

国と同様に公開廃棄する、こういったことをすべきではないかと思ひますけれども、総理の御見解をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(小淵恵三君)我が国といたしましてこの条約に正式に参加することになりますれば、当然今委員御指摘のように我が国自衛隊の保有する対人地雷についての撤去を求めていくことについて総理は難しかと思ひますけれども、我が国としては対人地雷の世界での全面的な禁止といふ方向に向けて、国内にある基地内のそういうた

うでもいかかわらず、その国内にある外國の軍事基地がその禁止された武器を保有していることについて総理は難しかと思ひますけれども、我が国としては対人地雷の世界での全面的な禁止といふ方向に向けて、国内にある基地内のそういうた

うでもいかかわらず、その国内にある外國の軍事基地がその禁止された武器を保有していることについて総理は難しかと思ひますけれども、我が国としては対人地雷の世界での全面的な禁止といふ方向に向けて、国内にある基地内のそういうた

うでもいかかわらず、その国内にある外國の軍事基地がその禁止された武器を保有していることについて総理は難しかと思ひますけれども、我が国としては対人地雷の世界での全面的な禁止といふ方向に向けて、国内にある基地内のそういうた

うでもいかかわらず、その国内にある外國の軍事基地がその禁止された武器を保有していることについて総理は難しかと思ひますけれども、我が国としては対人地雷の世界での全面的な禁止といふ方向に向けて、国内にある基地内のそういうた

うでもいかかわらず、その国内にある外國の軍事基地がその禁止された武器を保有していることについて総理は難しかと思ひますけれども、我が国としては対人地雷の世界での全面的な禁止といふ方向に向けて、国内にある基地内のそういうた

うでもいかかわらず、その国内にある外國の軍事基地がその禁止された武器を保有していることについて総理は難しかと思ひますけれども、我が国としては対人地雷の世界での全面的な禁止といふ方向に向けて、国内にある基地内のそういうた

うでもいかかわらず、その国内にある外國の軍事基地がその禁止された武器を保有していることについて総理は難しかと思ひますけれども、我が国としては対人地雷の世界での全面的な禁止といふ方向に向けて、国内にある基地内のそういうた

うでもいかかわらず、その国内にある外國の軍事基地がその禁止された武器を保有していることについて総理は難しかと思ひますけれども、我が国としては対人地雷の世界での全面的な禁止といふ方向に向けて、国内にある基地内のそういうた

安全保障上の理由等から本条約に署名しております。せんので、二〇〇六年まで朝鮮半島での対人地雷の代替兵器の開発を目指すとしていること等も踏まえ、我が国としては在日米軍による対人地雷の貯蔵及び保有までは認めないとすることは適当でないと考へております。

ただ、問題につきましては、引き続き適切な機会に米側とも話しあつてまいりたい、このように考えております。

○海野義孝君　どうもありがとうございました。
○山下芳生君　日本共産党の山下です。

総理は、昨年の十二月、外相としてこの条約にみずから署名をされました。

そこで、まず、我が国がこの条約の早期締約となる意義について、とりわけ対人地雷の非人道的特殊性との関連で総理の認識を伺いたいと思います。

○國務大臣(小淵恵三君)　対人地雷につきましては、先ほど来御質疑もありましたが、それぞれの要な兵器であることは承知をいたしておりますが、御指摘のありましたように、戦争が終結した以降もそれが撤去されないという状況の中で、毎月世界で約二千人に近い方々が、しかも幼少の子供たちがその被害に遭っているというような状況にかんがみまして、人道的立場からこの対人地雷は禁止すべきだという考え方に基づいて対処したわけございまして、その大きな動きは、各国民政府もそうですが、民間の団体等につきましても熱心にこれを推進してまいりました。

したがいまして、我が国としてもその大きな流れの中で、もちろん自国の安全保障について十分な留意を払いつつも、これに参加することが至当だと考えまして署名を行つた次第でございます。

○山下芳生君　おっしゃつたとおり、私も、平和の復興後にもその危険性が存続してしまうという残存性、それから兵士と民間人、大人と子供の区別なく、踏んだ者の足元で爆発するという無差別性などの非人道的特殊性が地雷にはあるというふ

うに認識しております。これを全面禁止するということは非常に意義あることだと思います。

そういうことだとすれば、私は、核兵器についてもやはり全面禁止の先頭に我が国としては立べきだと思うんです。放射能汚染の残存性、それから無差別大量なる破壊性、まさに非人道的な兵器と言わなければならぬと思うんです。その点で、核兵器の非人道性についての総理の認識を伺いたいと思います。

○國務大臣(小淵恵三君)　もちろん核兵器の使用は、その絶大な破壊力あるいは殺傷力のゆえに国際法の思想的基盤である人道主義の精神に合致しないことは当然と考えております。ただ、核兵器のない世界を実現するには具体的な措置を積み重ねる必要が不可欠でありまして、期限つきの核廃絶の条約等の提案はいたずらに核兵器と非核兵器との対立を招き、核軍縮交渉の進展を妨げるものであります。むしろSTARTプロセス等による核兵器削減の推進がより現実的であります。そのような立場から、私は今回の国連総会で

核兵器国に対し核軍縮の一層の推進を呼びかけ、今後とも国際世論を喚起して着実な核軍縮の推進に努力してまいりたいと思っておりますが、先ほども御答弁申し上げましたが、この問題は一日

ども御答弁申し上げましたが、この問題は一日にして解決することのできない大変大きな問題であります。

もとより、こうした点につきまして我が国がイニシアチブをとりまして、CTBTあるいはNPT、その他カットオフ条約等につきまして、現実的課題に真剣に取り組ませていただきおりま

す。その結果、尼シアチブはあらゆる機会にこれを積極的に取り組んでいくということは当然のことだと思います。しかし、私は必ずしもこのことが相矛盾することではないというふうに認識をいたしております。しか

しながら唯一の被爆国として、政府の責任者として、対人地雷でとつた非人道的な兵器を地球上からなくすために大慶保有国にも積極的に働きかけようこの姿勢を核兵器についても貫いてこそ、私は、総理の人道的立場といふものについての誠実さが示されるのではないかと思うんです。

が、もう一回総理の認識を伺いたいと思います。○國務大臣(小淵恵三君)　核兵器廃絶と対人地雷に対する考え方があるが、もう一つの問題は、その基本的考え方として実行できます。一方、核兵器につきましては、我が国は三原則に基づきこれを保持することはいたしておらないことは至極当然の話でございます。他国がこれを保有していることに對しての積極的な対応につきましてはささかもひるむものではありませんけれども、それぞ

まして、対人地雷についての立場と核兵器についての立場が矛盾しているというふうに感じざるを得ません。

この対人地雷禁止条約の特徴は、対人地雷の全面禁止・廃絶を期限を区切って締結に義務づけていること、また対人地雷を保有している国も保有していない国も対象となっていること、さらに参加意思のある国から参加し条約締結をする方式であること、これが特徴だと思います。そして、オタワ・プロセスでカナダが中心となつて呼びかけて、一年程度で採択されるまでになりまし

た。

また、総理は先ほど、対人地雷禁止条約に大量の地雷の保有国が参加していない、これは残念だ、積極的に呼びかけたいということもおしゃつたわけです。だとすれば、同じ非人道的な兵器である核兵器の廃絶に向けて、先ほど期限つき核兵器廃絶や核兵器使用禁止の主張というのが核軍縮の進展を妨げるおそれがある、これは国会でもそう答弁されておりますが、こういう主張というのは私は矛盾するのではないかと思うんです。

やはり唯一の被爆国として、政府の責任者として、対人地雷でとつた非人道的な兵器を地球上からなくすために大慶保有国にも積極的に働きかけようこの姿勢を核兵器についても貫いてこそ、私は、総理の人道的立場といふものについての誠実さが示されるのではないかと思うんです。

○山下芳生君　最後に、現実的ではないとおつし、いざれにしても人類最大の課題でございますが、対人地雷をなくすのは今のベースでいきますと一千百年かかってしまうであります。核兵器の終局的廃絶に向けての努力は懸命にいた

していきたいというふうに思つております。

○山下芳生君　最後に、現実的ではないとおつし、いざれにしても人類最大の課題でございますが、対人地雷をなくすのは今のベースでいきますと一千百年かかってしまうであります。核兵器の終局的廃絶に向けての努力は懸命にいたしていきたいというふうに思つております。

○山下芳生君　最後に、現実的ではないとおつし、いざれにしても人類最大の課題でございますが、対人地雷をなくすのは今のベースでいきますと一千百年かかってしまうであります。核兵器の終局的廃絶に向けての努力は懸命にいたしていきたいというふうに思つております。

○山下芳生君　最後に、現実的ではないとおつし、いざれにしても人類最大の課題でございますが、対人地雷をなくすのは今のベースでいきますと一千百年かかってしまうであります。核兵器の終局的廃絶に向けての努力は懸命にいたしていきたいというふうに思つております。

○山下芳生君　最後に、現実的ではないとおつし、いざれにしても人類最大の課題でございますが、対人地雷をなくすのは今のベースでいきますと一千百年かかってしまうであります。核兵器の終局的廃絶に向けての努力は懸命にいたしていきたいというふうに思つております。

のアプローチの仕方が率直に申し上げてあり得るんだろうと思つております。

しかし、核兵器につきましては、御指摘のようになりますので、そうした観点で世界に我が国の考え方を広く主張するという、またその主張に耳を傾けていただかなきやならぬということは当然でござりますから、先ほど申し上げましたように、積極的に取り組ませていただきたいとは思いますが、現実の問題としてはなかなかこの問題はそう簡単には解決するものではないわけございません。

したがつて、核兵器の廃絶の問題につきましても、いささかもひるむことなく我が国としてのインシアチブはある機会にこれを積極的に取り組んでいくということは当然のことだと思います。しかし、私は必ずしもこのことが相矛盾することではないというふうに認識をいたしております。しか

めに、私は必ずしもこのことは相矛盾することではないというふうに認識をいたしております。

○山下芳生君　最後に、現実的ではないとおつし、いざれにしても人類最大の課題でございますが、対人地雷をなくすのは今のベースでいきますと一千百年かかってしまうであります。核兵器の終局的廃絶に向けての努力は懸命にいたしていきたいというふうに思つております。

○山下芳生君　最後に、現実的ではないとおつし、いざれにしても人類最大の課題でございますが、対人地雷をなくすのは今のベースでいきますと一千百年かかってしまうであります。核兵器の終局的廃絶に向けての努力は懸命にいたしていきたいというふうに思つております。

○山下芳生君　最後に、現実的ではないとおつし、いざれにしても人類最大の課題でございますが、対人地雷をなくすのは今のベースでいきますと一千百年かかってしまうであります。核兵器の終局的廃絶に向けての努力は懸命にいたしていきたいというふうに思つております。

○山下芳生君　最後に、現実的ではないとおつし、いざれにしても人類最大の課題でございますが、対人地雷をなくすのは今のベースでいきますと一千百年かかってしまうであります。核兵器の終局的廃絶に向けての努力は懸命にいたしていきたいというふうに思つております。

○山下芳生君　最後に、現実的ではないとおつし、いざれにしても人類最大の課題でございますが、対人地雷をなくすのは今のベースでいきますと一千百年かかってしまうであります。核兵器の終局的廃絶に向けての努力は懸命にいたしていきたいというふうに思つております。

から敬意を表したいと思いますし、まさに同感であります。

そこで、なお一二お尋ねしますが、先ほどからも出ておりますように、アメリカやロシアや中國、韓国、インド、こういう主要国といいますか、國連においては大きな国が非加盟、批准をしないということについて、これは國連の中での実効性で最初に伺いたいと思います。

○國務大臣(小淵恵三君) 梶原委員御指摘のように、実効性ということでおざいますが、確かに米国、ロシア、中国、韓国、こうした国が安全保障上の理由から本条約にまだ署名をいたしておりません。そういう意味で、我が国が普遍的かつ実効的な対人地雷の禁止を実現することが重要であるとの一貫した立場に立って、この対人地雷禁止条約を署名するよう國連総会等適切な場で呼びかけておるところでございます。

私は、これが発効されるということ、来年三月一日になりますればさらに多くの国々が、署名した国々が最終的に批准をいたしてくるということになりますと、世界の国としての大宗は、そちらの方になっていくわけでござりますので、そうした国々と積極的な話し合いを通じながら、今委員御指摘のような国々に対して積極的にプレッシャーをかけていくという必要があるのではないかとうふうに考えております。

この国会で批准をいただき、かつこの国内法が成立いたしますれば、早速私はこれを提唱してまいりましたカナダのアクスワージー外相等にも御連絡をし、そして積極的なこの条約に対しの我が国立場を明らかにするとともに、力を合わせて、今委員御指摘のような対人地雷に対しても署名せざる国々に対しましてもより一層積極的にその参加を求めていく努力を傾注いたしていかないと、このように考えております。

○梶原敬義君 御答弁にありましたように、恐らく

く一回ですべて片づくということはないと思いま

すが、段階的に粘り強く努力をして、こういう主張も早く入ってこれるように、加盟できるよう

要国も早く入ってみるという、国民にそういう意

識での不安をなからしめるように、まことに一言

と輝くわけですね。この非核三原則と本法案とい

うのを読んでみると、持たず、つづらぎ、持ち

込まずという、あといろいろ書いておりますが、

精神とか大体似ておるんです。そういう点から非

核三原則の精神というのを世界にもつとアピール

をしてほしいし、同時に、地雷でありますと、米

軍が日本基地を持ち込んでおる地雷については、

これは朝鮮半島をねらっているのかどうなのかわ

かりませんが、これはやっぱり撤去といいますか

国外に移せ、移してくれと、こういう要求は当然

日本としても条約に批准した以上ははつきり言つ

た方がいいと思うんです。これはさつきの答弁で

は、適当な時期に総理はアメリカと話をすると、

けでございます。

しかし、今委員の御指摘でもございますので、先ほど御答弁申し上げましたように、今日、アメリカとの関係におきましてもさらなるひとつ話しがは進めてみたいと思いますが、現時点におきましてはその問題についての決着はつきかねておるということで御理解をいただきたいと思

います。

○梶原敬義君 くどくど言うまでもないと思いま

すが、日米安保条約の精神というのは日本の安全

保障。ところが、日本の安全保障のために、こ

う言われても、日本の国が、これは対人地雷はも

う要らない、廃棄すると、こう言っているんだか

ら、これは安保条約の中身を変えようなどころ

までこの点に関しては行く必要があるんではない

かと思うんです。

そういうこともしつかりわきまえた上で、早急

にやつぱり米軍の地雷を我が国の国土から一応撤

去してもらう、どこかへ持つていってもらう、こ

ういうことを重ねて要望して、質問を終わりたい

と思います。

○渡辺秀央君 御苦労ますが、今まで同僚議員が、いわゆるこの対人地雷の使用禁止等の条約についての質問が多く各方面からありました。な

るべく重複を避ける意味もあり、私は一問だけこの問題について申し述べて、あとちょっと別の角

度からせつかくの総理の機会ですから御意見を承

りたいと、こう思つております。

小説総理の御指導で今回の対人地雷の使用禁止

等の条約、対人地雷製造禁止等の法律案、これが

閣議決定の後、今国会中に仕上げてほしいとい

う強力な御指導で、私もこの法案には反対ではございません。賛成の立場をとらせていただきます

が、対人地雷の廃止はそういう人権的な問題から

考えた場合まさに結構だということでありま

す。

今や超デフレを是正して景気を立て直すには金

融の問題を解決しなきやならぬことはもう申すま

でもありません。我が国の金融問題だけでなく

世界、とりわけアジアの金融危機にも対応し

かわるべき政策というものを総理は、今研究中

開発中ということも承知の上で、担保をしっかりと

と国としてやっていくという、国民にそういう意

識での不安をなからしめるように、まことに一言

で結構ですが、あえてこの場で御意見を承つてお

きたいと、こう思います。

○國務大臣(小淵恵三君) 申すまでもなく、防衛

の基理念として守護防衛に徹することとしてい

ます。我が国にとりましては、敵の上陸に対処する上

での地雷の有する機能は我が国防衛上の極めて必

要なものであるとは考えております。このため、

合はは進めてみたいと思いますが、現時点におきましてはその問題についての決着はつきか

ねておるということで御理解をいただきたいと思

います。

○梶原敬義君 くどくど言うまでもないと思いま

すが、日米安保条約の精神というのは日本の安全

保障。ところが、日本の安全保障のために、こ

う言われても、日本の国が、これは対人地雷はも

う要らない、廃棄すると、こう言っているんだか

ら、これは安保条約の中身を変えようなどころ

までこの点に関しては行く必要があるんではない

かと思うんです。

日本としても条約に批准した以上ははつきり言つ

た方がいいと思うんです。これはさつきの答弁で

は、適当な時期に総理はアメリカと話をすると、

こういう話でありましたが、こういうことは外務

省は腹を据えて、いいことはいい、悪いことは悪

いと、いかなアメリカであつてもこれは大和魂を

発揮して外交交渉をしつかりやるべきだと思うん

ですが、その点はいかがでしょうか。

○國務大臣(小淵恵三君) 我が国のことのみ考え

れば、御案内のように、我が国がこの条約を遵守

していくということありますから、条約の定め

るところに誠実に対処していかなければと思

つております。

○渡辺秀央君 御苦労ますが、今まで同僚議員

が、やはり日本とアメリカとの間には日米安全保障

条約がありまして、この条約の目指すところは

我が国と極東の安全、こういうことでござ

いまして、そのために在日米軍もその条約に基づ

いてその責務を果たそうとしたことでござ

ります。

ただ、先ほどもちょっと御答弁申し上げました

が、やはり日本とアメリカとの間には日米安全保障

条約がありまして、この条約の目指すところは

我が国と極東の安全、こういうことでござ

ります。

かわるべき政策というものを総理は、今研究中

開発中ということも承知の上で、担保をしっかりと

と国としてやっていくという、国民にそういう意

識での不安をなからしめるように、まことに一言

で結構ですが、あえてこの場で御意見を承つてお

きたいと、こう思います。

我が国には国是であります非核三原則、これは

今になってみると世界の中において非常にきらり

と輝くわけですね。この非核三原則と本法案とい

うのを読んでみると、持たず、つづらぎ、持ち

込まずという、あといろいろ書いておりますが、

精神とか大体似ておるんです。そういう点から非

核三原則の精神というのを世界にもつとアピール

をしてほしいし、同時に、地雷でありますと、米

軍が日本基地を持ち込んでおる地雷については、

これは朝鮮半島をねらっているのかどうなのかわ

かりませんが、これはやっぱり撤去といいますか

国外に移せ、移してくれと、こういう要求は当然

日本としても条約に批准した以上ははつきり言つ

た方がいいと思うんです。これはさつきの答弁で

は、適当な時期に総理はアメリカと話をすると、

こういう話でありましたが、こういうことは外務

省は腹を据えて、いいことはいい、悪いことは悪

いと、いかなアメリカであつてもこれは大和魂を

発揮して外交交渉をしつかりやるべきだと思うん

ですが、その点はいかがでしょうか。

○國務大臣(小淵恵三君) 我が国のことのみ考え

れば、御案内のように、我が国がこの条約を遵守

していくということありますから、条約の定め

るところに誠実に対処していかなければと思

つております。

○渡辺秀央君 御苦労ますが、今まで同僚議員

が、やはり日本とアメリカとの間には日米安全保障

条約がありまして、この条約の目指すところは

我が国と極東の安全、こういうことでござ

ります。

ただ、先ほどもちょっと御答弁申し上げました

が、やはり日本とアメリカとの間には日米安全保障

条約がありまして、この条約の目指すところは

我が国と極東の安全、こういうことでござ

ります。

かわるべき政策というものを総理は、今研究中

開発中ということも承知の上で、担保をしっかりと

と国としてやっていくという、国民にそういう意

識での不安をなからしめるように、まことに一言

で結構ですが、あえてこの場で御意見を承つてお

きたいと、こう思います。

我が国には国是であります非核三原則、これは

今になってみると世界の中において非常にきらり

と輝くわけですね。この非核三原則と本法案とい

うのを読んでみると、持たず、つづらぎ、持ち

込まずという、あといろいろ書いておりますが、

精神とか大体似ておるんです。そういう点から非

核三原則の精神というのを世界にもつとアピール

をしてほしいし、同時に、地雷でありますと、米

軍が日本基地を持ち込んでおる地雷については、

これは朝鮮半島をねらっているのかどうなのかわ

かりませんが、これはやっぱり撤去といいますか

国外に移せ、移してくれと、こういう要求は当然

日本としても条約に批准した以上ははつきり言つ

た方がいいと思うんです。これはさつきの答弁で

は、適当な時期に総理はアメリカと話をすると、

こういう話でありましたが、こういうことは外務

省は腹を据えて、いいことはいい、悪いことは悪

いと、いかなアメリカであつてもこれは大和魂を

発揮して外交交渉をしつかりやるべきだと思うん

ですが、その点はいかがでしょうか。

○國務大臣(小淵恵三君) 我が国のことのみ考え

れば、御案内のように、我が国がこの条約を遵守

していくということありますから、条約の定め

るところに誠実に対処していかなければと思

つております。

○渡辺秀央君 御苦労ですが、今まで同僚議員

が、やはり日本とアメリカとの間には日米安全保障

条約がありまして、この条約の目指すところは

我が国と極東の安全、こういうことでござ

ります。

ただ、先ほどもちょっと御答弁申し上げました

が、やはり日本とアメリカとの間には日米安全保障

条約がありまして、この条約の目指すところは

我が国と極東の安全、こういうことでござ

ります。

かわるべき政策というものを総理は、今研究中

開発中ということも承知の上で、担保をしっかりと

と国としてやっていくという、国民にそういう意

識での不安をなからしめるように、まことに一言

で結構ですが、あえてこの場で御意見を承つてお

きたいと、こう思います。

我が国には国是であります非核三原則、これは

今になってみると世界の中において非常にきらり

と輝くわけですね。この非核三原則と本法案とい

うのを読んでみると、持たず、つづらぎ、持ち

込まずという、あといろいろ書いておりますが、

精神とか大体似ておるんです。そういう点から非

核三原則の精神というのを世界にもつとアピール

をしてほしいし、同時に、地雷でありますと、米

軍が日本基地を持ち込んでおる地雷については、

これは朝鮮半島をねらっているのかどうのかわ

かりませんが、これはやっぱり撤去といいますか

国外に移せ、移してくれと、こういう要求は当然

日本としても条約に批准した以上ははつきり言つ

た方がいいと思うんです。これはさつきの答弁で

は、適当な時期に総理はアメリカと話をすると、

こういう話でありましたが、こういうことは外務

省は腹を据えて、いいことはいい、悪いことは悪

いと、いかなアメリカであつてもこれは大和魂を

発揮して外交交渉をしつかりやるべきだと思うん

ですが、その点はいかがでしょうか。

○國務大臣(小淵恵三君) 申すまでもなく、防衛

の基理念として守護防衛に徹することとしてい

ます。しかし、今委員の御指摘でもございますので、

先ほど御答弁申し上げましたように、今日、アメ

リカとの関係におきましてもさらなるひとつ話

し合いは進めてみたいと思いますが、現時点におきましてはその問題についての決着はつきか

ねておるということで御理解をいただきたいと思

います。

○梶原敬義君 くどくど言うまでもないと思いま

すが、段階的に粘り強く努力をして、こういう主

張も早く入ってこれるように、加盟できるよう

に最善の努力をお願いしたいと思います。

我が国には国是であります非核三原則、これは

今になってみると世界の中において非常にきらり

と輝くわけですね。この非核三原則と本法案とい

うのを読んでみると、持たず、つづらぎ、持ち

込まずという、あといろいろ書いておりますが、

精神とか大体似ておるんです。そういう点から非

核三原則の精神というのを世界にもつとアピール

をしてほしいし、同時に、地雷でありますと、米

軍が日本基地を持ち込んでおる

ないと、これからのが國あるいはまたアジアの危機と言われる国際的な経済不況、あるいはまた我が国の金融機関の危機などもそこに連動してくるおそれもあると思うんです。我が国としては、日本とアジアの両方から、国内の景気対策、あるいはまた今長銀問題で追われている総理にまことに御苦労と言いながらも、御慰労申し上げながらも、国内だけの政策で果たしてやれるのかということを申し上げたいのであります。

やっぱりアジア政策あるいは世界政策と両方、とりわけアジアとの関係を重視しないと、今我が国の貿易額は東アジアで千九百六十億ドルにも上つておる、我が国貿易全体の四〇%になつているわけです。資本関係では我が国のかれらへの投資額は約二千億ドルと言われております。これらの中の経済不安はまさに我が国の経済を悪化させ、企業経営にとつてもゆき事態を起こしている。

そこで、経済企画庁は本年六月にアジア経済白書をお出しになりました。東アジア諸国の通貨急落と経済の落ち込みについての原因を分析しているのであります。そこで、金融政策と金融構造に問題があつた、明らかにこの経済企画庁の白書は分析をして結論を出している。大量に流入した短期資金が見せかけの成功の原因とも言われています。このせつかくの分析があるのでから、この前も与謝野通産大臣がアジアにおいてになられ、当委員会においてもいろいろ、レイオフ回避補助金、貿易再保険の活用等によって一つの大きな成果をおさめられた。これはもう全く敬意を表しながら、それは本当にその効果を認めるものであります。それはまことに結構だと思うんですね。

しかし一方、これは与謝野通産大臣もアジアに行かれてみてお聞きだつたと思うんですけれども、私の知る限りにおいては、IMFの援助というかシステムというか、そういうものが余り評判が芳しくない。アジア的な金融システムの安定化策、さらにはアジア全体を包括できる経済安定化政策、私は、いわば社会政策的視点も加味した政策を外交の中心にして中進国政策、特にアジア政策を進めるべきではないのか。戦後五十年、いつまでも戦後処理に振り回されて陳謝外交を際限なくするのではなくて、新しい時代の要請に対応する必要がある。それこそまさにアジアの人たちが今求めていることではないのかといふふうに思っています。

その意味からも、この際、アジア開発基金とかあるいはまたアジア開発銀行というようなものとばかり、それは本当にその効果を認めるものであります。それはまことに結構だと思うんですね。

しかし、そのことはややもすると日系企業の救済のための政策とも受け取られるおそれがあるという感じがするんで、おそれです、これはある程度あります。しかし、それは各國は、マハティールさん初めとして大変感謝をさ

れたという御報告でありますから非常に結構だつたと思うんです。

しかし、私は、場合によつてはそんなこともあります。だから大変恩縮ですが、この程度の、今までの政策の手直し的なことで果たしてアジアのこの経済危機を克服あるいはまた金融危機、ひいては我が国に及ぼしてくる影響を回避できるだろうか、国内だけの政策でやれるのだろうかということを考えてみたり、かつまた、昨年十二月に韓国にIMFと合意をして百億ドルに上の資金提供をした、これは非常に韓国からは感謝をされて、轉国の経済の再生がまさに今緒につかんとしつつある。だから、非常にそういうことは結構だつたと思うんです。

その背景は、国内だけの政策ではこれはとても今日の日本の国の経済復興も金融危機も回復できない、両々相まってのことではないか。世界全体でしようけれども、とりわけアジアという意味で一言申し上げて、総理の一言で結構です、感じをお聞きしたい、こう思います。

○國務大臣(小淵恵三君) ここには与謝野通産大臣もおられますし、またG7に今週米国に出かけます大蔵大臣もおられます。

今渡辺委員の御指摘も十分承らせていただきましたので、アジアに対しても我が国としてなすべきこと、現在も、今次金融・通貨不安に伴いまして、各国事情は異なりますけれども、極めて厳しい環境の中で、我が國も財政的にまだ金融の面から極めて難しい段階でありますけれども、総額四百三十億ドルに上るところの各支援をいたしておる次第でございます。これで足りたるというものでなくして、今御指摘のようないろいろのできることは行って対応すべきだという御主張についてはさらに検討させていただきたいと思っております。

○渡辺秀央君 ありがとうございました。終わります。

○水野誠一君 総理は外務大臣当時よりこの対人地雷禁止条約調印に非常に積極的な姿勢を示されました。当時、アメリカ側も既に不参加を表明していたという中で、総理が外務大臣として非常に積極的な姿勢を示されたということは大変評価できることだったと思います。

当時の新聞でも、これは朝日の社説でありますが、「米国との協調や自衛隊の組織維持を重視した外務防衛官僚の抵抗をおさえ、政治判断を貢いた小淵恵三外相、それを受けた橋本龍太郎首相の決断を評価したい」。こんな記事が載つております。私も当時、総理にお目にかかる機会があつ

いた、そんな記憶も鮮明に覚えております。
しかし、そこからスタートいたしました日米協議、これに非常に時間がかかった。昨年十一月四日、五日には第一回、それから十一月十三日には第二回目が開かれたということになりますが、第三回目、本年の九月十六日まで非常に時間があります。この都合三回の会合によつて一応合意がなされたということあります。恐らくその論点というのは、私が聞く範囲では米軍の国内輸送の問題だったというふうに聞いておりますが、これはなぜこれほどに時間がかかったのかということと、この合意においては、国内輸送の問題、玉虫色ではなくて完全に問題が解決されているのかどうか、この点についてまずお尋ねをさせていただきたいと思います。

○國務大臣（小淵恵三君）　御指摘をいただきましては、かかつて日本の安全保障の問題についての対処に対し防衛当局の理解も求めなきやならないことは当然でありますが、一方、先ほど申し上げましたように、日米安保条約によりまして日本並びに極東の安全に責任を持つておられる米国との関係も、これをないがしろにしてはこれを進めることはできない、ということです。

段々の過程の中では、日米関係を極めて重視する立場から、アメリカ側との間におきまして高度なレベル、すなわち外務大臣たる私と米国のオルブ赖特国務長官との数次にわたりましてこの問題についてのお話をさせていただきました結果、米国としてはやむを得ないということになりましたが、現実の問題として日本におきます地雷の貯蔵の問題、保有の問題等がございまして、この点につきまして日米協議が続けられてまいりました。これが決着を見ましたのが実はつい先日と、

こういうことになりますて、今御指摘をいただきましたけれども、あらゆる面で整合性を持つ形で何としてもできる限りの中での努力を傾注してまいりました点理解をいただければありがたいと思つておる次第でございます。この点につきましてはよろしく御理解をいただければ幸いです。

○水野誠一君 外務省からでも結構なのでござりますけれども、米軍基地を国内に抱えるほかのNATO諸国、ここの大連というのと日本とほぼ同じ等と考えてよろしいですか。

○政府委員(阿部信泰君) NATO諸国におきましての対応は国によって若干のばらつきがあるようですが、一番米軍基地がたくさんありますのでございまして、米国の地上軍もたくさん抱えております。イツの場合におきましては、日本と同様に、米軍基地における貯蔵、保有、それから米軍による輸送は認め、こういう解釈をとつておると承知しております。

○水野誠一君 最後になりますが、今回のこの条約印、そして批准、そして国内法の整備、すべて大変結構なことだと思って私どもは賛成をさせていただきたいと思っております。

しかし、先ほどほかの委員からも御指摘ありましたように、この条約自体、アメリカ、ロシア、中国といった軍事大国が不参加であるということから考えますと、条約としていささか画竜点睛を欠くといいますか不完全なものである、そういうわざるを得ないのではないかという感じもいたします。

今まで小渕総理が国内において大いなるリーダーシップを發揮してこの問題を進めてこられたわけありますが、やはりこれからは、こういった軍事大国、とりわけアメリカに対してもこういつた地雷問題ということにもっと真剣に取り組んでいただきよう、あるいはこの条約にさらに参加をしていただけるように日本からのアピールを強くしていただく、これこそが総理のこれからの方針ではないか、かように思うわけ

でありまして、その点について総理の所感をお尋ねして、終わりたいと思います。

○國務大臣（小淵恵三君） 全くお説のとおりでございますので、これが効果いたしまりますれば、先ほど御答弁申し上げましたが、提唱国はカナダでございましたが、その他全世界のNGOも含めまして大きな流れがあります。こうした流れに相呼応して、そのイニシアチブもどらしていただきながら、全面的な対人地雷のこの条約を世界各国が遵守できるような体制に向けて全力を尽くすことを誓いさせていただきたいと思います。

○水野誠一君 終わります。

○委員長（須藤良太郎君） 以上で内閣総理大臣に対する質疑は終了いたしました。

小淵総理大臣、どうぞ御退席ください。

質疑を続行いたします。

○前川忠夫君 それでは、先ほどの総理への質問に統じて、主に防衛庁それから通産省の方にお伺いをしたいと思います。

まず、自衛隊が今保持をしている地雷の数は約百万というふうにお聞きをしていますが、この数字が正確なのかどうか。それから、日本の場合、自衛隊が地雷を保持しているということはどういうことを意味するのかということについて少しお聞かせをいただきたいと思うんです。

といいますのは、地雷の機能から考えまして、日本の場合には海外に兵を派遣するということは本来あり得ないわけですから、そういう意味では日本の国内、つまり日本の国土に地雷を敷設するということ以外に地雷の使いようはないわけですね。つまり、外国からの侵攻があつた場合と、こういうことになるんでしようが、そのための数とましてこの百万という数字が正確であるのかどうか、あるいは意義はどういうことなのか、最初にお聞かせをいただきたいと思います。

○政府委員(佐藤謙君) この対人地雷の機能でござりますけれども、私どもの防衛の基本的な考え方の方といたしまして専守防衛に徹するということことで、敵の侵攻がございましたらできる限り前方でそれを阻止し撃破していく、こういう考え方でございます。

ただ、実際にその着上陸が行われた場合に、敵の侵攻を遅滞させる、遅滞させることによって、投入するとか、あるいは遅滞させることによって、それに対する射撃効果を高めるとか、こういう結果がござります。したがいまして、我が方として対人地雷を有する機能というのは、専守防衛という観点から重要な機能を持つていて、こういうふうに考えるわけでございます。

諸外国との関係でございますが、これはそれぞれの防衛思想にもかかわりますし、またその地理的条件にもかかわってくると思いますが、非常に大略申しますと、例えば歐州でございますと、地形的な条件もございまして地雷の中でも対人地雷よりもむしろ対戦車地雷というものに対する依存度が高い、こういうふうに承知しているところでございます。

○前川忠夫君 率直に申し上げて、依然として防衛庁、自衛隊としては対人地雷の持つ有効性については否定し切れない、しかし国策として条約を批准するということであればということなんだろうというふうに思います。

きょうは防衛論議をする時間がありませんので先へ進みますけれども、私は率直に申し上げまして、今防衛庁が、自衛隊が保持している約百万と、いう数、これから条約が発効いたしますと四年の間にこれを廃棄しなければいけないということですが、今度は通産省の所管としてこれをやらなければいけないことになるわけです。実際にどうい

スケジュールが考えられるのか、あるいは厳密にどうやってチェックが可能なのか、その辺についてのお考へを最初にお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(広瀬勝貞君) 廃棄計画につきましては後ほど防衛庁の方から御説明があると思いますが、廃棄の実情をチェックできるかどうかというところにつきましては、まず、そもそも防衛庁が今保有しております地雷の廃棄計画をつくってそれをやつしていくということは条約上義務づけられておりまして、それが直ちに防衛庁の、國の義務としてかかるわけございます。

その後、廃棄の手続につきましては、今御審議をいただいております法律の十一条とかあるいは十四条に従いまして防衛庁から当省に対しても届け出が行われるということになつております。そういうことによりまして、最初の計画、それから廃棄の状況の届け出ということを通じて、私ども、そのとき現在国が持つている地雷の数あるいは廃棄している状況というのをチェックできるようになつておるわけでございます。

○政府委員(佐藤謙君) 現在、私どもが保有している対人地雷、これについての廃棄でございますけれども、条約効力、国内法の施行、これに伴いまして四年以内に必要な廃棄をしていくということでござりますので、私どもはその期限内に完了するように、そういうふうにやつていく所存でございます。

特に、十一年度概算要求におきましては、このうち二十二万発を処理すべく、そのための所要経費として四億円強の予算要求をしている、こういう状況にございます。

○前川忠夫君 そこで、勉強不足なものですから少しお聞かせをいただきたいんですが、今対人地雷というものにはどんなタイプがあつて、日本が保有をしているものはどんなタイプなのか。これも私がマスコミの情報でお聞きをしたところで、ある時間が来ると自爆をするような地雷があるとか、あるいは対戦車向けの地雷と対人地雷の

もう区別がつかないような新しいものもできています。そういうふうにお聞きをしているんですけど、日本が保有をしているものはどんなタイプなのか、あるいは国際的にはどんなものが今主な地雷のタイプになつてゐるのか、その辺、もしわかりましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○政府委員(及川耕造君) 自衛隊が保有しております地雷には、歩兵部隊等の侵攻を障害いたします対人地雷、それから戦車等に障害を与えるための地雷等に障害を与えるために使用いたします水陸用舟艇といったものが大きな分類ではないかと思いま

す。

現在、そのうち対人地雷でございますけれども、これも幾つかの型に分かれていますので、わゆる地中に埋設するもの、ヘリコプターから散布をいたしますもの、地上に設置をいたしまして行うもの等々がございます。

また、対戦車地雷につきましても、これも幾つかの型がございますけれども、ヘリコプターから散布するもの、埋設するもの等々があるわけでございます。

現在問題になつております私どもの対人地雷につきましては、その多くが地中の埋設式でございますけれども、ごく一部ヘリコプターで散布するものもあるいは地上に設置するタイプのもの等もございます。

それから、外国でございますけれども、諸外国において保有している地雷には、機能、材質、形、重量、作動方式等、さまざまな種類のものが存在しているかと存じます。機能において大別いたしましたが、基本的には対人地雷、対戦車地雷及び上陸用舟艇の障害とするための水中等において使用する地雷等がございまして、その種類は非常に多様であろうかというふうに思つております。

○前川忠夫君 いずれにしても、地雷そのものの性能が年々よくなつていいますか、そのころで私はある意味では憂うべきことなんですが、先ほどの議論にもありましたように、今度の地雷禁止

の大きなうねりが国際的なうねりとなつて、すべての国が廃止をする方向に行くように努力をしていただきたいと思うんです。

そこで、話を少し変えまして、現実に世界各地で埋設をされた地雷に触れて被害を受けていたという事例が報告をされております。毎月二千人の人が被害に遭つていると、さまざまなものがありますが、例えば私の承知をしている限りで一番被害が多いといふふうに報告を受けているカンボジアの場合は、国民の二百三十六名に一人の被害が出ている。もしそれを日本に置き直してみると、五十万を超える人が被害を受けている、こういうことになると結果的になるわけです、日本人の人口から計算しますと、これは大変なことだと思います。

確かにまだ戦争状態にあるところの地雷を除去するということは大変困難なことです。現実に停戦状態になつた、あるいは冷戦が終結をしたという地域における被害だけで今までそういう状態ですから、一体これはどういうことなのかなと思うわけですが、実態をどのように今把握をしておられるのか。特に、これらについてこれまでの日本の国としての取り組み、あるいはさまざまなP.K.O活動にも参加をしておられると思いますが、それらと同時にN.G.Oに対する支援等がこれまでどうであったのか、これまでの経過についてまずお聞かせをいただきたいと思います。

○政府委員(阿部信泰君) お答え申し上げます。

○先生御指摘のとおり、カンボジアあるいはアンゴラ、ソマリア、ウガンダ、モザンビークといつたところへ紛争が終わりました地雷が大量に残りましたが、それが戦後の復興、農業の再開といった問題へ大変な障害となつていて、そのことが現状でございます。

このため、日本としましても国際的な協力を努めておりまして、これまで国連地雷除去信託基金、これに出資をしております。それからカンボジア地雷対策センター、これにも出資し、それから国連アフガニスタン人道調整官事務所といった

ところにも協力をしております。またさらに、NGO活動あるいは現地の国におきますNGO団体の地雷除去活動、こういったものに対しましても支援をしまして、地雷の除去、それから不幸にして犠牲となつた人々のリハビリの支援といつたことに努めております。

大臣にお聞きをしたいと思ふんですが、今まである意味では新しい役割を担うという決意でもあると思うんです。

○前川忠夫君 日本が条約を批准するということは、またある意味では新しい役割を担うという決意でもあると思います。

○國務大臣(与謝野馨君) ただいま外務省から答弁申し上げましたように、せつから紛争が終わつた、しかし地雷が多数残つているという状況は、カンボジアの例を見るまでもなく幾つかの国でありますけれども、こうしたことに対する新規の対策のようないわゆる磁気探知とかそういう方法ではなくなかなか見つからないプラスチック製ですので、見つけたこれを除去するということが非常に難しいという技術的な側面がございます。

したがいまして、単に除去と申しましても大変難しい作業であるわけでございます。一つは、地中に埋められた磁気には感知しないようなものを見つけるというような技術も日本にございますので、そういう技術をどう生かしていくのかといふ問題があります。したがいまして、除去については資金の面ばかりでなく、やはりそういう技術的な側面でも協力をしないかなければならないと思つております。

これは、先ほどの答弁にありましたように、ど

ここに埋められているのかわからない、そういう大大変危険なものがありますと、いろいろ復興計画を立てましてもなかなか順調に進まないという面もありますし、それからもう一つは、我々たくさん見ておりますように、本当に罪なき非戦闘員が戦乱が終わつた後もまた犠牲になつてゐるというのを見過できない私は事態であると思います。

したがいまして、一時は先生が衛指揮のようになっていくかということは、日本の政府として今後とも多数の国に参加してもらうよう呼びかけていくという外交努力を続けていくということは、大変重要な政府の方針であるべきだと私は思つております。加えまして、やはり犠牲になつた方にいろいろな医療の側面、リハビリの側面で私どものできること、これをいかにやっていくかということにこだわらなくてはいけないと思います。

とともに、とも日本に譲められた「外交」上の課題であり、また人道上の課題でもある、そのように思っております。

○前川忠夫君 先ほど防衛局長の方からも、来年度以降の予算で廃棄をするための予算を要求しているという話がありました。当然これは四年間のうちに廃棄をするわけですから、一応四年の限定予算ということに多分なるんでしょう。反面、これまで地雷をつくってきたわけですから、それにかかる防衛庁の予算というのは当然あつたわけ

です。これがある意味ではゼロになるわけですか
ら、むしろそのお金を今のようなものに転用して
いくというような発想が私はあつてしかるべきだ
というふうに思うんです。

今大臣の方からもさわからぬ役者についてお尋ねがありましたが、そういうようなことをやるえがありましたので、そういうようなことをやることによってやはり日本が国際的に果たす役割といふものを内外に示していくということ、そのことがまた、今条約に署名をしていない国々に対する働きかけの一つのステップにもなるのじゃないかというような感じを私は持っておりますので、ぜひそういう方向での努力をお願いしたいと思ひます。もし感想がございましたらお聞かせをいた

だきたいと思ひます。

だきたいと思います。
それから、今お話しのように、新しいタイプの、あるいはさまざまな機能を持つた地雷が依然として開発をされている。問題は、これから先、約一億を超すような地雷が敷設をされているという地雷を、もちろん今は手をつけられない地域もあるわけですけれども、これをどうやって除去していくかというのは、これは大変大きな課題だろうと私は思うんです。そういう意味で、地雷を除去する技術というものは、今日日本の場合にどのようないついてお聞かせをいただきたいと思います。

○政府委員(及川耕造君) 先生御指摘の方向性の趣旨につきましては、十分それを踏まえながら今後の私どもの施策を進めてまいりたいというふうに思っております。

新しい地雷は丸いまず隠すがお手術にはきまらず、現在自衛隊の持つているものを申し上げますと、いわゆる磁性及び非磁性の地雷の探知という

ものが可能な地雷探知器、これはよく御案内のとおり、こういうふうな形でやつていくものが多いございます。それから、ロケットで投射しました爆薬によりまして地雷原を爆破処理するいわゆる地雷原処理車というようなものがございます。また、戦車の車両の前部に取りつけまして走行しながら地雷を爆破いたします地雷原処理ローラー等

を保有いたしております。

な点がございます。したがいまして私どももそれがなりの技術開発には配慮を払っているところでございますけれども、直ちにこれが現在の新しい地雷を除去するのに画期的な形ができるというも

○前川忠夫君 そこで、私は、国際的に日本が果たせる役割の一つに、今除去技術という話があつたんですけども、例えばこれから日本は地雷を

生産しません、保持しませんということになつた

場合に、そちらの方の技術は一体どういうことになっていくのかという心配があるわけです。今度の条約の中にも、廃棄をするための技術あるいは除去をするための技術のために一定数、若干数保持をすることは認められるというふうになっていると承知をしていますが、それはどういうものをどういう形で保持をしようとする、あるいは保持をすることが認められるのか、その辺の条約上の解釈についてちよつとお聞かせをいただきたいのです。

○政府委員(阿部信泰君) この条約におきましては、地雷の探知、除去、廃棄の技術の開発、それから訓練のために若干数の、必要最小限の地雷の保有は認められるということになつておりますので、具体的にそれがどれほどの数であるかといふのは、今のところは各締約国の判断に任されていよいよのことだと思いますが、実際に条約がスタートしまして締約国会議が始まりますと、そこで議論されるある程度の相場ができるいくということかと考えております。

○前川忠夫君 そこで、私は大変矛盾を感じるんです。つまり、今現在一億を超す地雷が敷設をされている。恐らく保有をしている、使っていないけれども保有をしている。例えば日本の場合にも百万という数を保有しています。まだ条約を批准する予定のない国もあります。そういう国々はこれからもどんどん生産を続けていく可能性があるわけです。ところが、その除去技術は今申し上げたようにしなければならない。となると、結局、どこかでつくっていることを期待して、そこから輸入をしない限りはできないわけです。結果的にそういうことになるんだろうと思うんですが、そういう解説でよろしいんですか。

例えば、日本の持っている地雷はすべて四年間で廃棄します。しかし、現物がない限りは除去技術というのはそう簡単には開発できません。あるいは今現在のものもよければそれはそれでいいんですが、新しい地雷というのはどんどん開発

が進んでいく可能性があるわけです。その矛盾を

どのように解釈したらいいのか、お聞かせいただ
きたいと思います。

○政府委員(広瀬勝貞君) 御指摘のとおりでござ
いまして、地雷を探知し、除去し、あるいは廃棄
するということのためにはこれからもずっと技術
開発等が必要になるわけでございます。

そういう意味で、この条約では、今持つてある
地雷をその限りにおいて必要最小限持ち続ける
いいよというのが一つあります。それからもう一
つ、そうは申しましても、地雷の種類、性能に応
じてそういった技術を開発する必要があるといふ
こともあるのですから、その地域の地雷を持つ
てきて、そして技術開発のために使つてみるとい
うようなことも必要になつてくるわけでありま
す。そういう場合の輸入というの私はども法律で
も想定をして制限的な手続を書いているわけでござ
います。

○前川忠夫君 結局、先ほど核兵器に関する議論
も若干ありましたがれども、裏返して言います
と、すべての国が廃止をしない限りこの問題は解
決しないんですね。どこか一国だけでもこのこと
を続けていく限りにおいてはイタチごっこみたいな
形にならざるを得ないという実態があるわけでござ
す。

私は、今度の条約はこういう問題点があるから
反対だという立場ではありません。ぜひ進めても
らいたいという立場なんですがれども、今申し上
げたような矛盾もあるわけです。そういう意味で
は、できるだけ早く世界の国々が対人地雷全面廃
止に向けて決断をしていただくようなそういう努
力を、・そう悠長なことを言わずに積極的にやって
いただきたいというふうに考えております。そ
うしないと、結果的には有名無実の条約になつてしま
うという心配を実はしているわけです。

先ほど総理の方からも、あるいは先ほど通産大
臣の方からも、これらの日本の果たすべき役割
についてはしつかり果たしていきたいというお話
がございました。もう一度、大臣の方からこの辺

の決意をお聞かせいただきたい。時間は少し残つておりますが、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○國務大臣(与謝野馨君) 対人地雷を全面的に禁止するという条約はやはり人道上の見地から大変大事な条約でございまして、日本が積極的に参加することを決意したことについては先ほど小渕総理から御説明があつたとおりでございます。

今後、この条約に参加し、また国内法の整備を行つということになつた後、日本がどういうことでやつていくのかということがあります。先ほど申し上げましたが、なるべく多くの国に御参加をいただく、そのための日本が外交的な努力をするということ私が必要なことだらうと思っております。

今回ばかりまだ地雷をたくさん保有している国、また地雷自体を輸出している国が参加していないということはございませんけれども、やはり世界じゅうが対人地雷の全面禁止という面では第一歩を踏み出したというふうにぜひ御理解をしていただきたいと思います。

それと同時に、先ほど政府委員からの答弁にもございましたが、地雷の除去というのは大変難しい技術でございます。これは地中に埋まっているものを見つけるという技術ですから、例えば磁力を感じるようなものである程度そういう磁気探知ということができますが、例えは全くそういうものに感應しないプラスチックその他の物質であります。しかし、日本の中小企業の中にはそういうことを勉強している者もございますので、それがどう今後発展していくのかといふことも我々の重大な関心事でございます。

それと同時に、現に犠牲になつた方々に対してどういうことを日本政府としては他の諸国と協力しながらできるかという課題も大事なことでございまして、これはNGOに対する支援あるいは他の医療、リハビリ等に対する支援を含めまし

て、私どもとしては世界の中の人道を考える一つの国としての責任を果たすという姿勢がますますあります。大事になってくると、そのように私は思つております。

○前川忠夫君 終わります。

○加藤修一君 公明の加藤でございます。

私は最初に通産大臣にお尋ねしたいんですけれども、時間の関係もございますので、まことに失礼でございますけれども、手短にお願いしたいと

思います。

先ほど來の質問の中にも若干出てきたように思

いますし、総理の答弁の中にもあつたように記憶しておりますけれども、対人地雷法案の九月成立をどうしてもやらなければいけないと、それなりの意義があつてかなり熱心に進めてきたというふうに理解しておりますけれども、九月成立の意義

をどうしてもやらなければいけないと、それなりに理解しておられますけれども、九月成立の意義

というものは具体的にどういうことになるんでしょうか。

先ほど來の質問の中にも若干出てきたように思

いますし、総理の答弁の中にもあつたように記憶

しておりますけれども、対人地雷法案の九月成立

をどうしてもやらなければいけないと、それなり

に理解しておられますけれども、九月成立の意義

をどうしてもやらなければいけないと、それなり

に理解しておられますけれども、九月成立の意義

をどうしてもやらなければいけないと、それなり

に理解しておられますけれども、九月成立の意義

をどうしてもやらなければいけないと、それなり

に理解しておられますけれども、九月成立の意義

をどうしてもやらなければいけないと、それなり

に理解しておられますけれども、九月成立の意義

をどうしてもやらなければいけないと、それなり

の規制のほかに、例えは国際連合事務総長の指定

する者の検査とか、あるいは報告徵収とか立入検査とか、そういういろんな関連の規定があるものですから「等」というふうに規定をしているわけ

でございます。

○政府委員(及川耕造君) 廃棄につきましては、

条約発効後四年以内に廃棄するということが定められておりますので、私どもといたしましては、その廃棄を確実かつ効率的に完了させたいというふうに思つております。

先ほど御答弁申し上げましたように、平成十一年度以降、基本的に私どもは国内事業者に委託し廃棄することを考えておりまして、平成十一年度概算要求におきましては二十二万発の廃棄のための経費として約四億円を計上いたしたところでございます。したがいまして、十一年度以降着実にたいま申し上げたような四年以内での廃棄を目指してこれを実行してまいりたいというふうに思つておるところでございます。

それから、取得、貯蔵、保有、これはすべてあわせて所持という形で規制をしているわけでござります。それから、移譲につきましては、外國為

に発効いたします。我が国は九月に法案を成立させ条約の批准を行えば、条約が我が国について効

力を発生するのは同じく三月一日となります。こ

れによりまして我が国は条約が効力を発生する最

初の国グループに参加する、これが九月成立の意義でございます。

○加藤修一君 それでは、法案の中に入りますけれども、第一章の總則で、第一条、「この法律は、

対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約」というふうに書いてございまますけれども、この所持との關係でどういうふうに理解すればいいか、この辺ちょっとお願いいたします。

○政府委員(広瀬勝眞君) この法律の名前で「製

造の禁止及び所持の規制等」というふうに書いて

ますけれども、この次に行に「対人地雷の所持を

規制する等」ということと同時に、全体を通して

使用とか貯蔵という言葉が法文の中に出でこない

わけですから、この所持との關係でどういう

も、総理からも積極的な答弁がございました。

公開でやるという方法のことなんですか

も、例えはイギリスはことしの六月八日でありま

すけれども、ジョージ・ロバートソンという国防

大臣がNGOを招待し、あるいはプレスも呼んで

約二百五十個ほど爆発させて、そういう公開とし

ての処理の仕方をある意味でシンボリックにやつたというふうに聞いております。こういう方法も、世界に向けて我が国が対人地雷について廃棄

を積極的にやつていくんだというアピールにも当然なると思いますので、積極的に私は取り組むべきだと。例えは年一回はやる。こうしたことについてはどういうふうにお考えでしようか。

○政府委員(及川耕造君) 廃棄につきましては、

条約発効後四年以内に廃棄するということが定められておりますので、私どもといたしましては、

その廃棄を確実かつ効率的に完了させたいとい

うふうに思つております。

先ほど御答弁申し上げましたように、平成十

一年度以降、基本的に私どもは国内事業者に委託

し廃棄することを考えておりまして、平成十一年度概算要求におきましては二十二万発の廃棄のための経費として約四億円を計上いたしたところでございます。したがいまして、十一年度以降着実にたいま申し上げたような四年以内での廃棄を

を目指してこれを実行してまいりたいというふうに思つておるところでございます。

それから、先生御指摘の廃棄状況を何らかの形で公開しろ、するのがよいのではないかというこ

とでございますけれども、おっしゃるとおりでございまして、先ほど総理からもお話しございまし

たように、どういうふうな形で公開をし国民の方々に御理解をいただくかというの非常に重要なことだと思います。ただ、いかんせ

なことだらうと存じております。たゞ、いかんせ

んやはり不発だといろいろな問題が考えられます

ので、安全性をまず第一に考えて公開が必要だろ

うと思いまして、具体的にどのような形で実現

していいか検討させていただきたいというふうに思つております。

○加藤修一君 答弁の中の確実、効率的にとい

うのは別の意味で、当然早期廃棄のスケジュールと

いう観点から答弁されたと思ひますけれども、公

開の方法についても、世界に対して発信するとい

う観点から確実性、かなり日本は積極的にやつ

いるんだというそういう面、あるいは効果的、

効率的という意味もそういう中に含めて考えて

いと思うわけなんです。私は、不発弾とかそういう

話を今されましたけれども、先進国、イギリス

を含めスペインあるいはそのほかの南アフリカ等についてもそいつた形でやっているわけですか、やはり、やはりそういうアビールを積極的に私はやるべきだと思いますけれども、再度御答弁をお願いいたします。

○政府委員(及川耕造君) 御趣旨ごもっともでござりますので、それを踏まえまして十分検討させていただきたいと存じます。

○加藤修一君 在日米軍基地内の対人地雷の取り扱いについて、これは政府の答弁によりますと、我が国領域内での使用、生産が認められていないことはアメリカに伝えてある、これは理解されているというふうに私も伺つてゐるわけですから、これでよろしいですか。

○政府委員(東郷和彦君) 御指摘のとおりでございます。我が国の立場をアメリカ側に説明いたし、アメリカ側はこれを十分理解するということをございます。

○加藤修一君 その理解ということは、「頭でしょうか、それとも文書でしようか。」

○政府委員(東郷和彦君) 口頭でござります。

○加藤修一君 文章的には何もないということですか。

○政府委員(東郷和彦君) 文章的にはございません。

○加藤修一君 この理解されているという中には、例えば在日米軍基地内に地雷を敷設することができるのかどうなのか、そういうことを含めてちょっとともう一度答弁をお願いします。

○政府委員(東郷和彦君) 私どもがアメリカ側に申しましたのは、米軍による地雷の使用、それから開発、生産、これはやめていただきたいということでおざいます。地雷の敷設というのは条約上使用に当たるということでございます。したがつて、在日米軍基地の内において地雷を敷設するということもやめていただきたいということを申したということであり、米側はこれを理解すると申したことでござります。

○政府委員(東郷和彦君) 文章的にはございません。

○加藤修一君 この理解されているという中には、例えは在日米軍基地内に地雷を敷設することができるのかどうなのか、そういうことを含めてちょっとともう一度答弁をお願いします。

○政府委員(東郷和彦君) 私どもがアメリカ側に申しましたのは、米軍による地雷の使用、それから開発、生産、これはやめていただきたいといふことであると外であるとを問わず、日本の領域内において地雷を敷設するということはやめていただきたいということを申したということであり、米側はこれを理解すると申したことでござります。

○加藤修一君 期待するのは私も期待しているんですけれども、それに向けて我が国としては積極的なアプローチをする意味があるようと思つてますけれども、その辺についてもと具體的なものがございますか。

○加藤修一君 期待するのは私も期待しているん

○政府委員(阿部信泰君) 私どもの理解では、在日米軍が日本国内に敷設した地雷はないと承知しております。おおきな目的に關しましては、米側のこれまでの公表資料によりますれば朝鮮半島の情勢を念頭に置いているというふうに理解しております。

○加藤修一君 それでは、在日米軍は米軍基地内に貯蔵している地雷は何の目的で将来使うのか、その辺についての報告はござりますか。

○政府委員(東郷和彦君) 現在、米国軍が地雷を所有しております大きな目的に關しましては、米側のこれまでの公表資料によりますれば朝鮮半島の情勢を念頭に置いているというふうに理解しております。

○加藤修一君 日本国としては全面廃棄条約については賛成でそういう方向に当然進んでゐるわけですから、その締約国である日本が国内に少なくとも対人地雷は持つてゐるということになるわけです。この辺について、将来的に米軍基地内の対人地雷を削減していく、そういうイニシアチブ、こういったものを明示的にする必要があるよううに思うんですけども、この辺についてははどういうふうな見解をお持ちですか。

○政府委員(阿部信泰君) 米国自身、地雷の問題につきましては国内でも大変な議論がありま

す。その結果といたしまして、累次御説明しておりますように、在日米軍につきましてはただいま申し上げたように、使用及び開発、生産、これは認めない、しかしながら現時点において貯蔵及び保

有はこれは認めることが適切ではないかという判断に至つたわけでございまして、以上のような地雷を持たないという点と、それからこの地域における総合的な安全保障という観点を双方を踏まえた結果、以上のような考え方を持つに至つたわけでございます。

○加藤修一君 我が国は、犠牲者ゼロ・プログラ

ム、これを提唱して、今後五年間で百億円程度支

援するというふうに伺つてゐるわけですから、

も、ある意味でこれは川下の話だと思うんです。

○政府委員(阿部信泰君) これまでにも米側との間では非常に緊密、頻繁に地雷問題の扱いについて協議してまいつたわけですが、これからも米側と在日米軍基地における地雷の扱いも含めまして地雷問題について緊密に話し合つてしまひたいと考えております。

○加藤修一君 総理からも九月中にどうしてもこれが批准しなければいけないという具体的な意義がございましたし、先ほど大臣からもあつたわけでございます。ただ、日本の中にこういう形で対人地雷がまだ貯蔵されているということについて考えておきますと、一つの締約国として締約国会議の中でイニシアチブを発揮づらい、あるいは削減に向けての説得性が担保しづらいんではないかなという考え方もあり立つんすけれども、その辺についてはどういうふうにお考えでしようか。

○政府委員(東郷和彦君) 本件条約を我が国として締結するに当たりまして、対人地雷を我が国として保有するその他のいたさないというこの条約上の義務と同時に、我が国を取り巻く諸情勢の中における安全保障、平和と安定というような問題について本当に真剣に検討してまいりました。

○政府委員(阿部信泰君) その結果といたしまして、累次御説明しておりますように、在日米軍につきましてはただいま申し上げたように、使用及び開発、生産、これは認めない、しかしながら現時点において貯蔵及び保

有はこれは認めることが適切ではないかという判断に至つたわけでございまして、以上のような地雷を持たないという点と、それからこの地域における総合的な安全保障という観点を双方を踏まえた結果、以上のような考え方を持つに至つたわけでございます。

一方、アメリカについては、人道的な点をいろいろ言ひながら、しかも中国に対して相当声を大

きくして人道ということで言つてきたわけです。

今回、しかし対人地雷の関係については別の観点に立つて調印はしていない

そういうことを考えておきますと、常識的に判断するとはとても理解できませんと、常識的に判断するわけですから、この辺のアメリカの行動と、それから今後アメリカに対してもどういうふう

対人地雷の削減をより一層前倒しの方針で我が

そもそも生産を削減できればいいというふうに理解するわけですから、そういう川上で削減をコントロールするということが非常に大きな私はボイントだと思います。

今回のアメリカの行動あるいは今後のアメリカに対する対応について伺いたいわけありますけれども、アメリカはよく人権とか人道とかそういう言葉を発する国だと思うんです。非常にそれがございましたし、先ほど大臣からもあつたわけでも、かつて中国の三峡ダムの関係についてもそういう話をしております。最大限百七十万人がダムをつくることによって強制移転をしなければなりません、そういうことでアメリカはそれは人道上問題があるんではないか、あるいは人権上問題があるんではないかと、そういう話をしていたわけですね。

○政府委員(阿部信泰君) その結果、アメリカの輸出入銀行は、これらのプロジェクトに対して融資意向書を発給する

ことはできないと。あるいは世界銀行も融資しません、アジア開発銀行もしません、等々含めて。

カナダも当初ダムの建設について関心を持っていたわけですけれども、しかし最終的には援助資金を充當するつもりはない、そういうふうになりましたように人道上、人権上の問題であると。それでカナダは、オタワ・プロジェクト、これに基づいて今回の国際条約締結の足がかりをつくったといふように理解しておりますけれども、そのことは要するに人道上の問題があるからということなわけです。

一方、アメリカについては、人道的な点をいろいろ言ひながら、しかも中国に対して相当声を大

きくして人道ということで言つてきたわけです。

今回、しかし対人地雷の関係については別の観点に立つて調印はしていない

そういうことを考えておきますと、常識的に判断するとはとても理解できませんと、常識的に判断するわけですから、この辺のアメリカの行動と、それから今後アメリカに対してもどういうふう

対人地雷の削減をより一層前倒しの方針で我が

國の國益を全うするためにはこの政策を尊重していいということが最も適当だという判断に至ったからでございます。

○山下芳生君 在日米軍が保有する対人地雷については、朝鮮半島の情勢にかんがみて、二〇〇六年までは代替兵器が開発されるまで現在の対人地雷について廃止するわけにはいかない、そう米軍が主張しており、それが我が国安全保障上國益に合致するという趣旨だと今理解をしたわけです。しかしこれは、そういう認識というのは今度の条約の根本的精祌とそれこそ合致しないのではないかというふうに思うわけです。

「武力紛争の当事者が戦闘の方法及び手段を選ぶ
条約の前文を見ますとこう書いてあるんですね

権利は無制限ではないという国際人道法の原則、武力紛争においてその性質上過度の傷害又は無用の苦痛を与える兵器、投射物及び物質並びに戦闘

の方法を用いることは禁止されているという原則並びに文民と戦闘員とは区別されなければならぬいという原則に立脚して、「この条約を協定した」というふうに書いてあります。

つまり、これは先ほど小瀬總理が対人地雷の非人道性について認識をお述べになりました。その中には、紛争が終結した後も民間人あるいは子供たちの区別なく影響を、被害を与えるという残存性あるいは無差別性について認識されました。が、条約の精神というのは、紛争終結後に限らず紛争中であってもこれは何をやつてもいいということではないんだと、やはり過度の傷害あるいは無用の苦痛を与える兵器は紛争中においても使用を禁止すべきだという精神に立つて条約というものは協定されていると思うんです。そういうことで間

○政府委員(阿部信泰君) おつしやるとおり、」
違ひないですか。

この条約ができました基本的な精神というものは、この前文の最後に書いてある原則なわけでござります。そこに書いてありますとおり、この「原則」に立脚して、次のとおり協定した。」ということで、実定法的な協定が一条以下でてきておるわけでござります。

いますが、その実定法としての協定については、
国際法の一般的な原則に基づきまして、外国軍、
外国軍基地には適用がないといふことがそもそもそ
の政府の解釈のスタートでござります。

段階、去年のオスロにおける会議の段階におきましても、日本の代表から外國軍基地の取り扱いにつきまして発言をしまして、会議の場でもそれは一般的な理解として受け入れられているところでござります。

対人地雷というのは戦争中、紛争中であつても使用すべきでない、無用の苦痛を与えるという見地、人道上の立場から、戦争中であつても使うべきじゃないというのがこれは条約の精神だと思ひます。

○政府委員(阿部信泰君) 確かに理想論といいたし
ましては、この精神に基づきまして世界のあらゆ
るところにおいて地雷の使用を禁じ、その廃棄を
するというのが最後の目標でございます。
しかしながら、現実の問題としては、朝鮮半島
においては先ほど申し上げたような非常に難しい
情勢にあるということでございまして、この協
定、条約上明確に求められていることは、その場
合に日本が条約の締約国としてこれに協力はしな
いということでございまして、その意味から、米
軍における輸送について、これを自衛隊あるいは
日本の民間人が行うこととはできないという解釈に
至つておるわけでございます。その限りにおいて
て、これは条約が明確に求めている義務でござい
ますので、私どもはそれを確實に実行するとい
うことでございます。

○山下芳生君 これは非常に大事な問題なので大
臣に少し認識を伺いたいと思うんですが、私は、

日本が参加した条約と日米安保条約との関係、あるいは朝鮮半島自体のいろいろな情勢等を万般考慮いたしますと、やはり先ほど外務省から説明があつたような結論になるんだろうと私は思っておりま

○政府委員(阿部信泰君) 確かに理想論といいたしましては、この精神に基づきまして世界のあらゆるところにおいて地雷の使用を禁じ、その廃棄をするというのが最後の目標でござります。

しかしながら、現実の問題としては、朝鮮半島においては先ほど申し上げたような非常に難しい情勢にあるということこそございまして、この協定は、今日二月三日をもって、このことは、とうつる

日本が参加した条約と日米安保条約との関係、あるいは朝鮮半島 자체のいろいろな情勢等を万般考慮いたしますと、やはり先ほど外務省から説明があつたような結論になるんだろうと私は思っています。

したしなむが、現実の問題としては、朝鮮半島においては先ほど申し上げたような非常に難しい情勢にあるということをございまして、この協定、条約上明確に求められていることは、その場合に日本が条約の締約国としてこれに協力はしなないということでございまして、その意味から、米軍における輸送について、これを自衛隊あるいは

しかし、一方では、米国も条約に参加するといふことは表明しておりませんけれども、一定の期限を目標にいたしまして、対人地雷に対する考え方を少しずつ変えていくことということをしていくわけでございます。そういう米国自体の、条約には参加はしないけれども対人地雷に対する努力方はこういう方向でやつていくということは、私は評価してよろしいことの一つだらうと思つております。

日本の民間人が行うことはできないという解釈に至つておるわけでございます。その限りにおいて、これは条約が明確に求めている義務でござりますので、私どもはそれを確實に実行するといふ

○山下芳生君 これは非常に大事な問題なので大臣に少し認識を伺いたいと思うんですが、私は、

過程で、やはり戦闘員、非戦闘員の區別、あるいは戦闘が行われるときのいろいろなルールというものは、十九世紀、二十世紀を通じまして戦争法規として国際法の中で発展してきたわけでござります。そういう側面から考えれば、対人地雷に対する世界的な考え方というものも時間をかけますればある方向に私は進んでいくんだろうと思っておりまして、今回日本がこういう条約に参加したということは歴史的な意義のある第一歩だろうと、私自身は評価をしているわけでございます。

○山下芳生君 私も我が国が参加することの意義はいささかも否定するものではありません。しかし、そうであるならば、在日米軍が朝鮮半島で使うということを認めて、在日米軍基地における保有、貯蔵を容認するというのは、これはやはりいささか人道上の立場からいうこの立場が問われるのではないかというふうに思うわけです。

実際、クリントン大統領は、対人地雷禁止条約に不参加を表明した中で、朝鮮半島では使うといふことを言っているわけです、前提にしているわけです。「武力衝突があれば、北朝鮮の圧倒的優位をね返す方法は、その進攻速度を抑え、援軍を呼んで防衛体制を整えるしかない」「同地域での地雷の必要性を強調した」と。これは使うといふことなんです。戦争ではあっても使つてはならないというのが約束の精神ですから、そこはやはり、幾ら在日米軍がそういう主張をしようとも、アメリカがそういう主張をしようと、条約に積極的に参加するという立場内外に表明した以上、それはおかしいというのが日本政府のるべき態度ではないかといふに私は思うわけです。

○櫻原敬義君 通告はしていないと思うんです

○委員長(須藤良太郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、中曾根弘文君が委員を辞任され、その補欠として脇雅史君が選任されました。

○櫻原敬義君 通報はしていません

○政府委員(阿部信義君) 国際正義が貫かれた戦争というのはどういうのがあつたかというのではなくて、全面禁止をせよということを、他のN

は自國領土において米軍による地雷の貯蔵を認めることは、みんなやる方はおれの方が正義だというところで戦争をしていますので、なかなか難しい面があるかと思います。

○山下芳生君 に参加をするということをやつているわけですから、積極的に参加をするということを言うのであれば、ぜひ在日米軍に対してもそういう態度をとつていただきたい、このことを再度申し上げて、大臣の御意見を伺つて終わりたいと思います。

○國務大臣(与謝野馨君) 対人地雷禁止という規則を踏み出したわけでございますから、全世界の国々が参加するということは望ましいわけでござりますし、また国際法として戦争に関するいろいろな法規として世界の中で確立されていくといふことは私は望ましいことでありますし、そういう意味では世界各国に対してこの条約に参加をしていただけるように参加を呼びかけるということも日本の外交努力の方向であると思つております。

一方、現実には日米安保条約があり、朝鮮半島の厳しい情勢がありといふ中で、日本国政府が今考えておりますことは私は現時点において極めて妥当性の高い判断である、そのように確信をしております。

○山下芳生君 終わります。

○櫻原敬義君 聞いていることとちょっと意味が違うだけれども、私は、武器というのはずっとそのとき、時代によって変化していくんですね。

昔は弓矢で日本も戦国時代からずっと国と物語をやっています。恐らく東京の江戸城も、これ

は百年耐える、絶対にこれは倒れることがないと

いうようなそういう思いをしたと思う、あの城をつくった当時、弓は届かないし、なかなかお堀があつて寄りつけない。しかし、ちょっとしたら鉄砲が開発されて、それで大砲ができる、これはも

う城は役に立たなくなつたんです。そういうして

いるうちに普通の戦争じゃもう役に立たなくなつて、今度は空から弾を落とす、あるいは原子爆弾を落とすようなそういう戦争に変わつた。次々に変化をしているわけです。

地雷も対人地雷があつて、ここは本当に社会の

正義が貫かれたといふ歴史も聞いたことがない。

カンボジアに私もあの当時行つてしまつたけれども、まさにお互いにこつちがやればこつちもや

る。朝鮮半島が紛争するとすれば恐らく両方でし

よう。一体何が残るのか。やはり今回の条約とい

うのはアメリカの許容範囲における人道でしかな

いのではないかといふにもありかねないと私は危惧するわけです。

引き続き、この問題は大事な問題ですので、ぜひ在日米軍に対しても、そういう中途半端な対応ではなくて、全面禁止をせよということを、他のN

かなか難しい質問でございます。大体戦争というのは、みんなやる方はおれの方が正義だというところで戦争をしていますので、なかなか難しい面があるかと思います。

○櫻原敬義君 いや、歴史的にだよ。

○政府委員(阿部信義君) 過去の戦争、紛争におきまして非常に頻繁に地雷は使われております。カンボジアの紛争あるいはベトナムの戦争などでも近くでは使われております。あるいは、古くは第二次大戦中に北アフリカ戦線で大量に地雷が使われたというような歴史もございます。数えれば枚挙にいとまがないかと思いますが、そのようなものがあると承知しております。

○櫻原敬義君 聞いていることとちょっと意味が違うだけれども、私は、武器というのはずっとそのとき、時代によって変化していくんですね。

昔は弓矢で日本も戦国時代からずっと国と物語をやっています。恐らく東京の江戸城も、これ

は百年耐える、絶対にこれは倒れることがないと

いうようなそういう思いをしたと思う、あの城を

つくつた当時、弓は届かないし、なかなかお堀が

あつて寄りつけない。しかし、ちょっとしたら鉄

砲が開発されて、それで大砲ができる、これはも

う城は役に立たなくなつたんです。そういうして

いるうちに普通の戦争じゃもう役に立たなくなつて、今度は空から弾を落とす、あるいは原子爆弾を落とすようなそういう戦争に変わつた。次々に変化をしているわけです。

地雷も対人地雷があつて、ここは本当に社会の

正義が貫かれたといふ歴史も聞いたことがない。

カンボジアに私もあの当時行つてしまつたけれども、まさにお互いにこつちがやればこつちもや

る。朝鮮半島が紛争するとすれば恐らく両方でし

よう。一体何が残るのか。やはり今回の条約とい

うのはアメリカの許容範囲における人道でしかな

いのではないかといふにもありかねないと私は危惧するわけです。

引き続き、この問題は大事な問題ですので、ぜひ在日米軍に対しても、そういう中途半端な対応ではなくて、全面禁止をせよということを、他のN

これは北から来るものを地雷でというような、あるいはこつちから北に行くのを地雷でとめるとかいうようなことは、もつと違った角度から、もう時代は変わつているんですから、武器も変わつているんですから、そういう方向で外務省としては努力をしてもらいたいんですよ。

何かありますか。

○政府委員(東郷和彦君) 武器の使用に係る国際正義がどこにあるかという非常に難しい御質問でございますが、国際法上の視点から一点申し上げれば、まさにこの条約の前文にございますように「武力紛争の当事者が戦闘の方法及び手段を選ぶ権利は無制限ではない」という国際人道法の原則、「これは一般国際法上確立した原則と私どもは解しております」。

しかしながら、それではいずれの武器がここで申します国際人道法の原則に反した武器で、いざ

れの武器が国際人道法に合致した武器であるかと

いうことにつきましては、これは種々議論がある

ところでございまして、対人地雷につきまして

も、その長い議論を経まして徐々に一つの方向が

確立されつつあるというふうに認識しております。そういう流れの中で我が國も今般この条約を締結したわけでございます。

先ほど通産大臣からも御答弁がありましたよう

に、これは時間をかけながら一つの方向性を国際

法的にも生み出していくものと認識しております。

○櫻原敬義君 頑張ってください。

じゃ、この中身の問題について一、二お聞きし

ますけれども、国内にあります百万発の地雷を廃棄するという場合に、廃棄をするということはど

ういうところまでやるのか。信管を抜いたらもう

廃棄になるのか、それとも全部爆発させて崩

してしまなのか、形も何もなくなつてしまふ、そ

こらをちょっと。

○政府委員(広瀬勝眞君) 廃棄の定義は条約にも

法律にも実はないわけでございますが、対人地雷

の定義がございまして、「人の存在、接近又は接触

平成十年十月十四日印刷

平成十年十月十五日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K